

令和4年8月29日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県知的障害福祉協会

会長 出縄 守英



神奈川県身体障害施設協会

会長 柴田 和生



特定非営利活動法人神奈川セルフセンター

会長 鈴木 暢



令和5年度障害福祉サービスに関する神奈川県への要望

神奈川県におかれましては、障害児者の暮らしを守るため特段のご配慮をいただき感謝申し上げます。世界的なコロナ禍に加えて、「ともに生きる」社会の実現を願う現代において、その「共生」の根幹を揺るがす問題がウクライナで起きています。多様な価値観を認め合う世界平和を心から願っております。神奈川県は「福祉先進県」として、先駆性と独自性できめ細やかな施策を進めてきたところではありますが、「ともに生きる」社会の実現のためには、官民一体となり柔軟的に取り組むことが重要です。つきましては、次の事項について要望いたします。ご検討をよろしくお願い申し上げます。

1 新型コロナウイルス感染症の対策について(継続・一部新規)

令和2年前半より世界的な脅威となっています新型コロナウイルス感染症については各国の対応が状況により相違してきましたが、変異を繰り返し、現在も全国で新規の感染者が報告されており、未だ収束の兆しは見ておりません。福祉施設・事業所は、障がい者(児)、ご家族の生活を守るために感染予防に徹して、発生から今までサービス提供を継続しています。つきましては、コロナ関連の事項について以下のとおり要望いたします。

(1) コロナワクチン接種について

感染、発症の予防、また重症化を防ぐ上でも効果があると言われておりますコロナワクチンの4回目の接種につきましては、60歳以上や基礎疾患を有する方(知的障がい・精神障がい含む)、医師が必要と認めた人が接種対象者となりました。よって障がいのある方の多くは対象になります。また、医療・福祉施設従事者につきましても4回目の接種対象者としていただきありがとうございます。各市町村に対して、接種券の発行や接種実施に向けて迅速かつ柔軟的な対応が図られるよう指導をお願いします。

(2) 医療体制の整備について

利用者がPCR検査で陽性と判明した場合は速やかに入院・入所(ケア付き宿泊療養施設)

できるよう、医療体制の整備をお願いします。ケア付き宿泊療養施設には、グループホーム内での感染拡大防止のため、グループホームの入居者も対象にさせていただきようお願いいたします。

(3) 感染発生施設への現場指導及び備品の支給について

昨年度以降、集団感染が発生した施設には、県クラスター対策班等が現場に駆けつけてくださり指導・助言をいただいたことに感謝いたします。高齢者、障がい者の生活施設は、万が一感染が発生して入院出来ずに施設内療養となった場合は、障がい特性やハード面の条件からゾーニングが困難な場合もあります。よって、今後とも発生した福祉施設への県クラスター対策班はじめ衛生管理・指導のための専門医療スタッフの派遣と、抗原検査キットも含めた衛生・医療に係る備品等の優先的支給をお願いします。

(4) 応援職員派遣体制について

神奈川県で制度化した「社会福祉施設等への応援職員派遣支援事業」に登録した応援職員については具体的、迅速な調整機能、マッチング対応を望むと共に、感染施設へ派遣する応援職員の安全確保と派遣に伴う経費の十分な金銭補償をお願いします。さらに課題はレッドゾーンへ入らざるを得ない状況も発生しております。運営法人だけでは対処出来ない場合の応援派遣体制のあり方も制度として検討願います。

(5) 柔軟な対応について

一昨年度は新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、在宅支援や各種加算要件等の緩和がなされました。現在も収束が見通せない状況は変わりありませんので、今後の感染状況によっては、柔軟な対応を改めてお願いします。同内容を各市町村へも周知、指導をお願いします。

(6) コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」について

コロナ禍に加えて、ウクライナ侵攻などの影響により世界経済が不安定な状況におかれています。利用者ご本人の生活支援、就労支援の全般に係るライフラインの経費（電気、水道、ガス、灯油、重油等）、送迎・通院及び作業用車両のガソリン代、給食・食品製造販売等に係る食材費、梱包材等の材料費の値上げ分については、施設・事業所の運営費を明らかに圧迫するものです。よって、その値上げ分の経費を補填する助成金をお願いいたします。

2 障害福祉の人材確保について(継続)

障害福祉職員の平均賃金の水準は、全産業の平均賃金と比較して低い傾向で、勤続年数も短い傾向にあり、福祉人材不足は、緊急の課題です。対人援助という高い倫理観、人権意識、専門性が求められる仕事として、やりがいのある業務である一方、それに見合う給与体系、処遇等の確保が現制度では困難であります。よって処遇改善を図り賃金向上を目指す必要があります。つきましては、障害福祉の人材確保について以下のとおり要望いたします。

(1) 処遇改善事業について

現行の「福祉・介護職員処遇改善加算」及び「特定処遇改善加算」に加えて、令和 4 年 2 月より処遇改善臨時特例交付金制度が創設されましたことに感謝いたします。処遇改善加算の更なる増額、仕組みの簡素化、職種による格差の是正を図り、賃金改善並びにキャリアアップの推進が図られるようお願いします。合わせて相談支援専門員を支給対象職種に加えてください。また、加算という不安定な上乘せ補助ではなく、基本報酬への組み入れを望みます。

(2) 求人施策の制度化について

人材不足解消のため、各種研修の充実及び福祉人材センター、養成校等と連携し障害福祉サービス等に係る人材の確保に向けて、新卒者から転職者まで、幅広い年齢層を確保できる神奈川県独自の具体的な障害福祉の求人施策の実現を要望します。(例として就職支度金制度、採用に係る助成金・奨励金制度、奨学金補助制度、勤務年数により返済が減額される貸付金、魅力ある神奈川県での働き方等)

(3) ICT 機器・ロボットの導入について

障害者支援施設等では障害の重度化、高齢化が進んでいます。直接支援を軽減するための ICT 機器や福祉機器、ロボットの開発及び導入時の補助の検討をお願いします。

(4) 外国人人材について

外国人人材の受け入れの体制づくりを行政主導で実施し、外国の送り出し機関と県内の受け入れ団体を支える役割を持ち、安心して実習できる環境を整えていただくようお願いします。また、外国人人材の受入れ準備がスムーズに行えるよう各事業所向けのガイドブック等の作成を要望します。

(5) 「福祉の仕事」の魅力発信について

障がい福祉の仕事は、働き甲斐があり、「ともに生きる社会」の実現のための誇りある仕事であることと、多様な支援の現場には、新しい人材が活躍できる場がたくさんあることを発信していく取組みを共にお願いしたいと思います。また、将来を見据えてインクルーシブ教育の推進を図り、差別、偏見のない多様な価値観を認め合う福祉教育の推進をお願いします。

3 障害者地域生活サポート事業について(継続)

平成 18 年度に障害者地域生活サポート事業が施行されて 16 年が経過しました。この事業は、平成 26 年度から交付金化され、市・県 1/2 負担の協調事業であるため、市町村の財政状況により実施状況に格差が生じています。昨年度までの事業メニューの実施率は 24% (令和 4 年 7 月現在) と低い状況です。

(1) 市町村格差について

この交付事業は、市町村の任意事業であり、財源状況により市町村格差が生じています。県と市が協力して実施率を上げていただけるよう、また、広域行政機能による市町村格差を是正されるよう要望します。

(2) 単価及び条件の見直しについて

平成31年度より実施された見直しの一部は、国制度の拡充を踏まえて交付基準額の見直しを行ったとする事業メニューがありますが、国の拡充が一律に対象になるわけではない状況の中で、交付基準額を一律に減額することは望ましくありません。福祉先進県として維持、加算する方向で進むことを要望します。また実施する条件に人員配置や限定的条件があるため、現実的な状況に合わせて見直しが必要と思われます。

今後の課題は、福祉先進県として、市町村格差を是正するためにも、神奈川県単独補助事業として実施する抜本的な見直しを要望します。

(3) グループホーム運営費補助と家賃補助について

障害者グループホーム等運営費補助事業は、地域で暮らす利用者を支援する上で、無くてはならない福祉先進県かながわを象徴する制度です。障害者地域生活サポート事業と合わせてこの事業の補助水準の維持とさらなる充実をお願いします。また、グループホームの家賃補助が全県に行きわたるよう働きかけ、市町村格差の是正をお願いします。

4 福祉型障害児入所施設の移行支援等について(継続)

高等部卒業生及び加齢児の移行支援は、みなし規定の期限が令和4年3月末日までから1年延長されました。速やかに移行支援を実現するためには、県、市町村、児童相談所、福祉事務所、相談事業所、特別支援学校及び障害者支援施設、グループホーム、障害福祉サービス事業所等が連携する自立支援システムの構築を図り、地域の社会資源を拡充するとともに、計画的に移行支援が進められるよう調整機能を発揮してください。要望として、現在高等学校3年生になって受けられる障害支援区分認定調査を2年生から受けられるようにしていただきたい。そうすれば進路先、実習先との具体的な調整、体験利用を早い段階で進められることとなります。

5 障害のある方の就労支援について(継続)

(1) 官公需の推進について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、就労継続支援B型事業所等を中心とした就労系事業所の生産活動は、受注や販路等が減少し、従前の工賃支払いが難しい状況にあります。よって、障害者優先調達推進法に則った公的発注の推進が望まれますので、改めて各行政関係機関への周知徹底をお願いします。

(2) 「神奈川セルフセンター」について

社会・行政関係機関等から受注を受ける共同受注窓口「神奈川セルフセンター」は大変重要な機能、役割を担っておりますので安定運営できるような補助金の維持、充実をお願いします。

6 障害者支援施設・短期入所事業の再整備の推進について(継続)

県所管域の障害者支援施設の待機者は、加齢児支援と併せて相当数の方がいられる状況にあります。また、神奈川県においては、平成元年前後に建設した障害者支援施設が多くあり、2025年度には、こうした既存施設の老朽化に伴う施設の再整備が課題となります。今後、施設の再整備にあたっては利用者の生活の質が向上するよう、利用定員の見直し、個室化・ユニット化・バリアフリー化等の住環境の改善を図るよう、国庫補助に加え県独自の予算措置と計画的な老朽改築等に向けた事業の推進をお願いいたします。また、建替え整備について、単年度事業では入札等の手続から仮設、本体工事等までの工期を考えると困難なため、複数年度等の配慮をお願いします。

今後の施設整備に欠かせない制度であります民間社会福祉施設整備借入償還金補助については、改めて推進いただきたくお願いします。

7 強度行動障害支援者養成研修について(継続)

標記の研修は、強度行動障害のある利用者を支援する上で、その専門的アプローチを通じて支援技術の質を高めるために必要です。また障害者総合支援法の報酬体系にある重度障害者支援体制加算の取得条件になっている必須研修です。この研修は現場の職員が出来るだけ多く受講することが、支援現場全体の質の向上に直結します。現在、研修の開催数が少なく、希望する人員が制限されて受講できない状況ですので、神奈川県として早急に改善願います。

8 サービス管理責任者等の資格更新研修について(継続)

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、相談支援専門員の資格更新研修については、5年ごとの更新が制度化されましたが、現任または実務経験(過去5年間に2年以上)等の受講条件があるため、有資格者の人員体制を厚くすることが難しくなり、研修自体の定員も限られています。よって、円滑に受講できるような体制の確保をお願いします。

9 防災対策について(継続)

昨今の自然災害は、地震に加えて風水害、それに関連した土砂災害等が増大しています。大規模災害で障がい児者は、地域の避難所の環境に馴染むことが難しく、危険と知りながら自宅で過ごしたり、車上生活をした事案もみられます。障がい児者の防災対策は、多様な対応が必要となります。法人・施設は、地域において福祉避難所や受入協定施設、災害ボランティアセンター等と連携し、またその役割を分担して防災活動に取り組みます。県行政においては広域連携の支援をお願いします。特に神奈川県災害

派遣福祉チーム（神奈川 DWAT）の体制強化が図られるようにお願いします。

10 神奈川県障がい福祉のあり方について（継続・一部新規）

あの痛ましい津久井やまゆり園事件発生より6年が経過します。二度とあってはならない事件であり、元職員という事実は、福祉の現場を預かる私たちに重くのしかかります。

「福祉のこころ」をいかに育てるかが課題です。事件から様々な経緯を経ながらも、再生基本構想に基づき令和3年度に「津久井やまゆり園」「芹が谷やまゆり園」が再スタートしました。引き続き「ともに生きる」社会の実現に向けて取り組んでまいります。神奈川県らしい障がい福祉の取組みについて次のとおり要望いたします。

(1) かながわの障がい福祉「あおぞらプラン」について

神奈川県知的障害施設団体連合会は、利用者と共に1994年に作成した「あおぞらプラン」を基本に、ご本人中心、ご本人主体の人権、権利擁護の取組みを進めてきています。意思決定支援の取組については、津久井やまゆり園で実践されて以降、現在、全県下に拡げるべくモデル事業が実施されているところです。意思決定支援は、日常生活上の選択から暮らしのあり方まで個々に違い幅が広いと、その取組みはご本人のライフサイクルの中でゴールはなく終わりはありません。よって、個別にご本人のライフスタイルに対応できる柔軟なサービス提供の仕組み作りが必要となります。併せて、それを持続可能にする予算の確保も必要です。地域全体の受け入れ体制や意識の向上が図れる仕組み作りも必要となります。

(2) ご本人が選べる「福祉サービスの多様な選択肢」について

神奈川県の障がい福祉は、入所施設、グループホーム、短期入所、居宅介護、移動支援、日中活動支援事業所など多様な福祉サービスによるネットワークで成り立っています。生きづらさを抱えた当事者の方々のライフステージにおいて、必要な時期に、必要な支援を選べるのが重要です。65歳問題（介護保険優先ではない2007年厚労省通知）にも関連します。暮らしのスタイルは入所施設かグループホームかの二択ではありません。特に利用者ご本人の希望により、安心して挑戦できる環境、再出発のために充電出来る場所、仲間と共に楽しく暮らせる場所を整えるためには横断型・循環型サービスが必要です。入所施設を通過型施設とすることはすなわち循環型サービスとなります。多様なサービスのひとつである入所施設の24時間365日稼働の地域生活を支える拠点としてのセーフティネット機能、役割が必要です。福祉先進県の神奈川県らしい障がい福祉の展開のために柔軟的、効果的な助成対応と制度設計をお願いいたします。

(3) 「当事者目線の障がい福祉」について

昨年度は、「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」が設置され、3月に報告書が出されました。この20年後のあるべき姿に向けた提言は、知事の「当事者目線の障がい福祉実現宣言」「神奈川県障がい福祉計画（第6期）」の流れに合わせて、「当事者目線の障がい福祉推進条例（案）」につながっていると思われたいです。ご本人の意思決定支援が

全てである以上、ご本人がニーズに合わせて選べる多様なサービスが必要です。福祉関係者等と協議、調整の上、進めていただきたいと思います。

課題は、県立施設のあり方、県立と民間の役割分担、全国最小定員の入所施設の機能・役割について、グループホームの強化、福祉人材の確保・育成、権利擁護、成年後見制度、虐待防止、本人活動の支援、入所施設の再整備（個室化・ユニット化等）、就労支援・就労機会の向上、就労アセスメント、就労定着支援、ご本人の活躍する場を増やすこと、いわゆる加齢児の課題、高齢化・重度化の対応、介護保険との兼合い（65歳問題）、強度行動障害のある方の対応、医療的ケアが必要である方の支援、身体拘束とリスク管理、やむなき身体拘束の3要件の課題、相談支援体制、親なき後のご家族の思い、防災体制の強化、感染症対策の強化、資格取得・更新研修、ともに生きる社会の啓発と実現、地域貢献、公益的取組など多数あります。

(4)「当事者目線の障がい福祉推進条例（案）」について

福祉関係者のみならず、全ての県民に対して、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念、精神を訴える条例にしてほしいと願っています。「ともに生きる」社会のバリアは、社会の側にまだまだあるのが現実です。私たち福祉関係者は福祉の現場からの発信、啓発に努めてまいります。今後の条例の施行により寛容な社会が醸成されることを願っております。

11 その他（継続）

神奈川県は、県域、3 政令指定都市、1 中核市を抱える特殊性があり、県内における地域格差是正に配慮願います。また、その特殊性と共に都市型障害福祉に係る人件費、不動産、建設費等の経費増の課題に対して理解を求め、施策にも反映できるよう国への要望をお願いします。

以上